

今後の自動車排出ガス総合対策の在り方の中間報告について

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 背景・経緯

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（「自動車NO_x・PM法」）第6条及び第8条の規定に基づき定められた総量削減基本方針は、平成22年度までを目標としていました。

この総量削減基本方針の見直し等を行うため、環境大臣から中央環境審議会に対し平成22年7月26日に「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」が諮問され、自動車排出ガス総合対策小委員会（委員長：大聖泰弘 早稲田大学大学院教授）において検討を開始し、平成23年1月に、総量削減基本方針の見直しについて、「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（中間報告）」を取りまとめました。

当該中間報告を受け、総量削減基本方針を変更するとともに、関係法令の所要の改正を行いました。

2. 中間報告の概要

（1）総量の削減に関する目標について

- 平成32年度までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保する。ただし、平成27年度までに監視測定局における環境基準を達成するよう最善を尽くす。

（2）局地汚染対策の推進について

- エコドライブの実施、高度道路交通システム（ITS）の活用を含む総合的な対策を関係者の連携の下で進める。
- 重点対策地区は地域の状況や特性に応じた合理的な範囲を指定する。

（3）その他

- ポスト新長期規制適合車の早期普及を図る。
- 国及び地方公共団体等は、調達した物品等を輸送する際に低公害車の使用等に努める。
- 広報活動等を通じた国民の理解の促進、ITSの活用等による効果的な情報の発信の研究を行う。
- 国及び地方公共団体は、道路管理者、交通管理者、荷主・発注者及び貨物自動車運送事業者等と、局地汚染対策のために協力する体制の構築等の連携を図る。